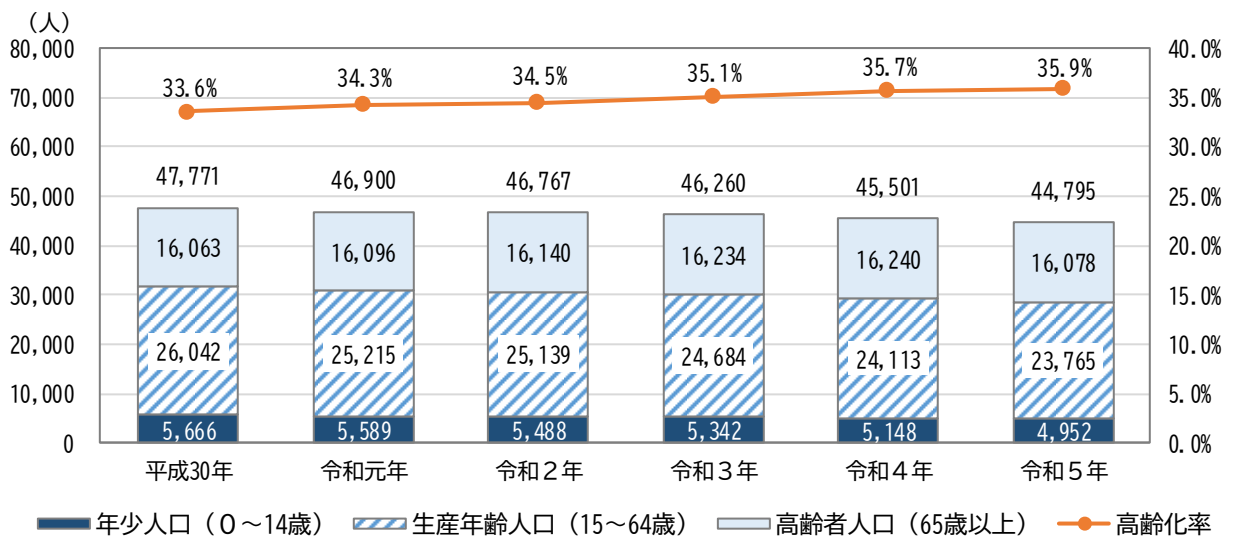


第2章

南あわじ市における障がい者の状況

1. 人口の推移

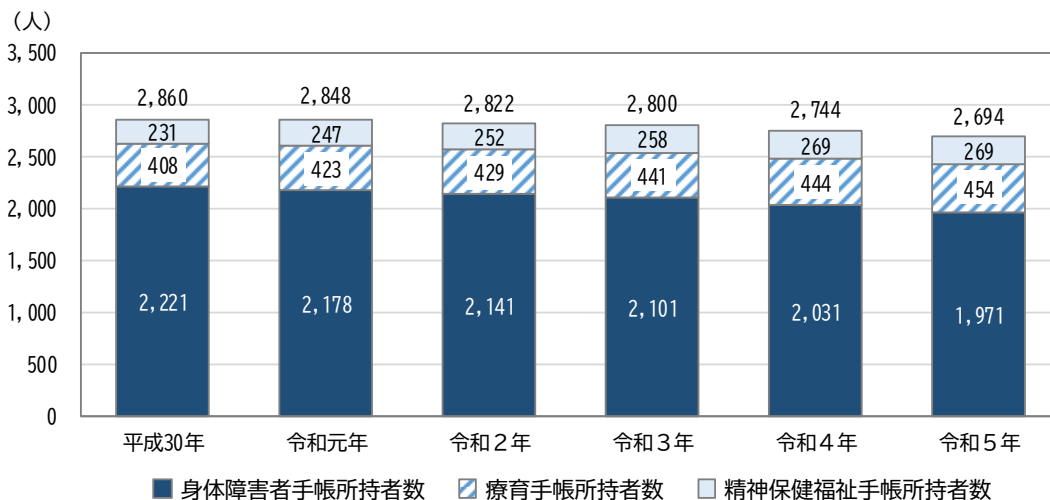
本市の人口は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で44,795人となっています。一方、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は増加傾向であり、令和5年3月末現在で35.9%となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

2. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で2,694人となっています。

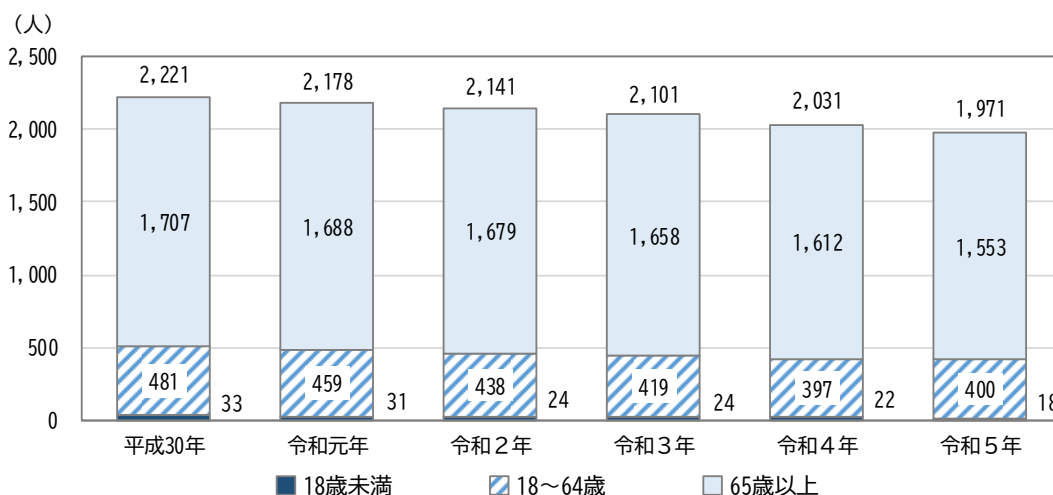


資料：南あわじ市（各年3月末現在）

3. 身体障害者手帳所持者数の推移

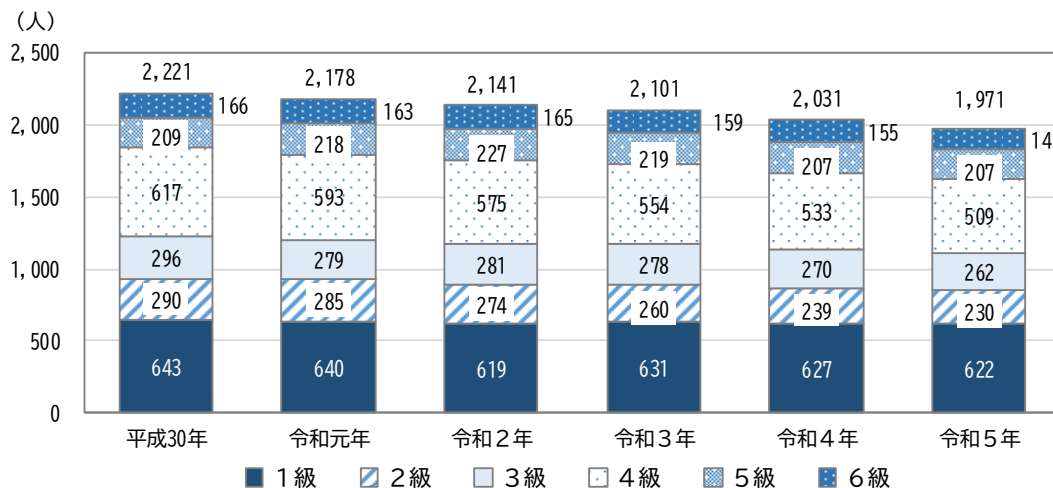
身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で1,971人となっています。

身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、令和5年3月末現在では、「65歳以上」が1,553人と最も多く、次いで「18～64歳」が400人、「18歳未満」が18人となっており、65歳以上が全体の78.8%を占めています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別で見ると、令和5年3月末現在では、「1級」が622人と最も多く、ついで「4級」が509人、「3級」が262人となっています。



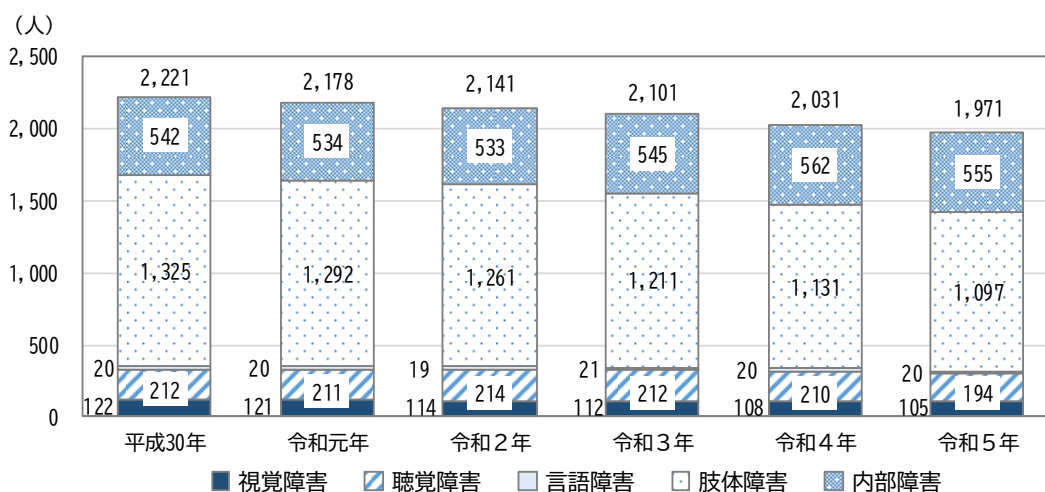
資料：南あわじ市（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別等級別でみると、令和5年3月末現在では、すべての年齢において「1級」が最も多くなっています。

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 | 市全体の年齢別人口に占める割合 |
|--------|------|------|------|------|------|------|--------|-----------------|
| 18歳未満 | 9人 | 2人 | 2人 | 0人 | 1人 | 4人 | 18人 | 0% |
| 18～64歳 | 145人 | 66人 | 51人 | 72人 | 45人 | 21人 | 400人 | 1.8% |
| 65歳以上 | 468人 | 162人 | 209人 | 437人 | 161人 | 116人 | 1,553人 | 9.7% |
| 合計 | 622人 | 230人 | 262人 | 509人 | 207人 | 141人 | 1,971人 | 4.4% |

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別でみると、令和5年3月末現在では、「肢体障害」が1,097人で最も多く、次いで「内部障害」が555人、「聴覚障害」が194人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

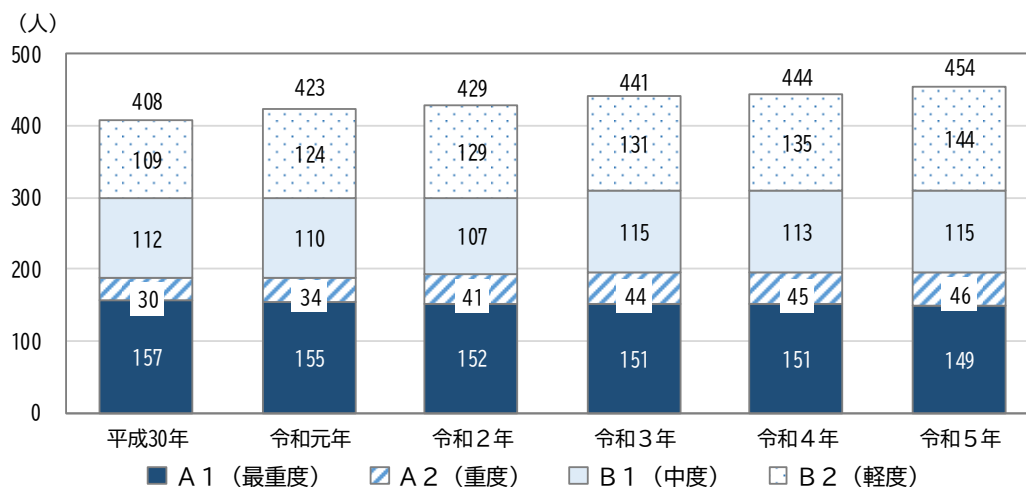
障がいの種類別の内部障害の内訳をみると、令和5年3月末現在では、「心臓」が294人で最も多く、次いで「腎臓」が161人、「膀胱・直腸」が71人となっています。

| | 心臓 | 腎臓 | 呼吸器 | 膀胱・直腸 | 小腸 | 免疫 | 肝臓 |
|------|------|------|-----|-------|----|----|----|
| 内部障害 | 294人 | 161人 | 19人 | 71人 | 3人 | 2人 | 5人 |

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

4. 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で454人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

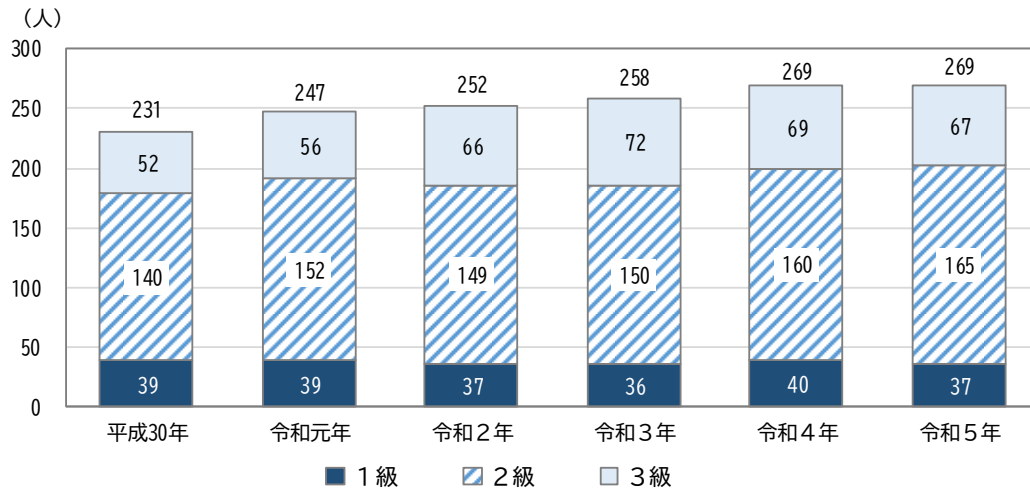
| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|--------|-------|------|------|------|------|------|
| A (重度) | 18歳未満 | 21人 | 20人 | 20人 | 20人 | 22人 | 18人 |
| | 18～64歳 | 144人 | 144人 | 148人 | 149人 | 145人 | 150人 |
| | 65歳以上 | 22人 | 25人 | 25人 | 26人 | 29人 | 27人 |
| | 合計 | 187人 | 189人 | 193人 | 195人 | 196人 | 195人 |
| B (中軽度) | 18歳未満 | 77人 | 85人 | 83人 | 78人 | 78人 | 86人 |
| | 18～64歳 | 134人 | 138人 | 141人 | 155人 | 156人 | 155人 |
| | 65歳以上 | 10人 | 11人 | 12人 | 13人 | 14人 | 18人 |
| | 合計 | 221人 | 234人 | 236人 | 246人 | 248人 | 259人 |
| 合計 | 18歳未満 | 98人 | 105人 | 103人 | 98人 | 100人 | 104人 |
| | 18～64歳 | 278人 | 282人 | 289人 | 304人 | 301人 | 305人 |
| | 65歳以上 | 32人 | 36人 | 37人 | 39人 | 43人 | 45人 |
| | 合計 | 408人 | 423人 | 429人 | 441人 | 444人 | 454人 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 市全体の 年齢別人 口に占め る割合 | 18歳未満 | 1.7% | 1.9% | 1.9% | 1.5% | 1.6% | 1.7% |
| | 18～64歳 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.3% | 1.3% | 1.3% |
| | 65歳以上 | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.3% | 0.3% |
| | 合計 | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 1.0% |

資料：南あわじ市（各年3月末現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で269人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別等級別で見ると、令和5年3月末現在では、「18歳未満」では「3級」が3人で最も多く、「18～64歳」では「2級」が137人で最も多く、「65歳以上」では「2級」が27人で最も多くなっています。

| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | 市全体の年齢別人口に占める割合 |
|--------|-----|------|-----|------|-----------------|
| 18歳未満 | 0人 | 1人 | 3人 | 4人 | 0.1% |
| 18～64歳 | 18人 | 137人 | 54人 | 209人 | 0.9% |
| 65歳以上 | 19人 | 27人 | 10人 | 56人 | 0.3% |
| 合計 | 37人 | 165人 | 67人 | 269人 | 0.6% |

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

6. 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数は増減を繰り返し、令和5年3月末現在で474人となっており、内訳をみると、「精神通院医療」が438人で最も多く、次いで「更生医療」が35人、「育成医療」が1人となっています。

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|
| 自立支援医療受給者数 | 483人 | 497人 | 502人 | 457人 | 503人 | 474人 |
| 精神通院医療 | 453人 | 468人 | 468人 | 417人 | 462人 | 438人 |
| 更生医療 | 25人 | 27人 | 32人 | 38人 | 40人 | 35人 |
| 育成医療 | 5人 | 2人 | 2人 | 2人 | 1人 | 1人 |

資料：南あわじ市（各年3月末現在）

7. 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数は増減を繰り返し、令和5年3月末現在で414人となっています。

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数 | 356人 | 364人 | 381人 | 417人 | 393人 | 414人 |

資料：洲本健康福祉事務所（各年3月末現在）

8. アンケート調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

本計画を策定するにあたり、障がい児・障がい者等の生活状況や今後の要望等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

②実施概要

| | 障がい児アンケート調査（18歳未満） | 障がい者アンケート調査（18歳以上） |
|------|---|--|
| 調査対象 | 0から18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人及び障害福祉サービス受給者等 | 18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人及び障害福祉サービス受給者等 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | |
| 調査期間 | 令和5年7月7日～令和5年7月31日 | |

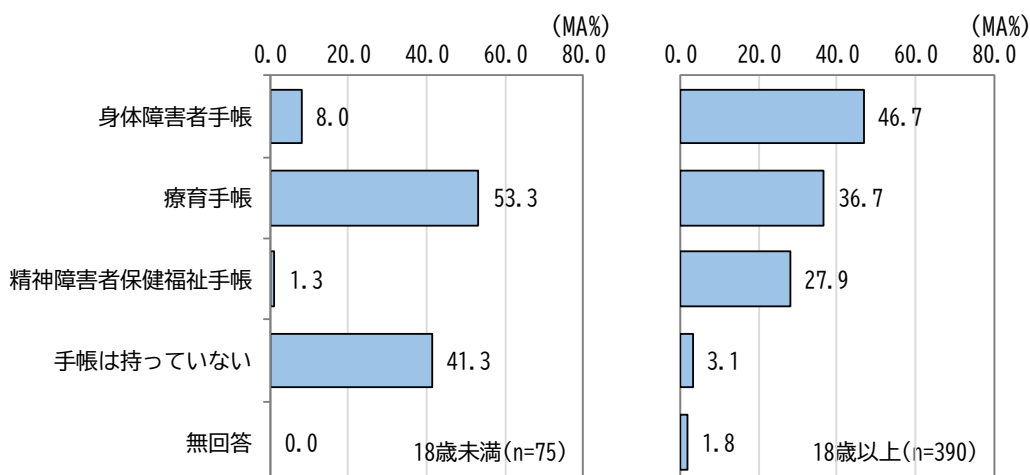
③回収結果

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|--------------------|------|------|-------|
| 障がい児アンケート調査（18歳未満） | 191件 | 75件 | 39.3% |
| 障がい者アンケート調査（18歳以上） | 930件 | 390件 | 41.9% |

(2) 調査結果の概要

①障害者手帳について

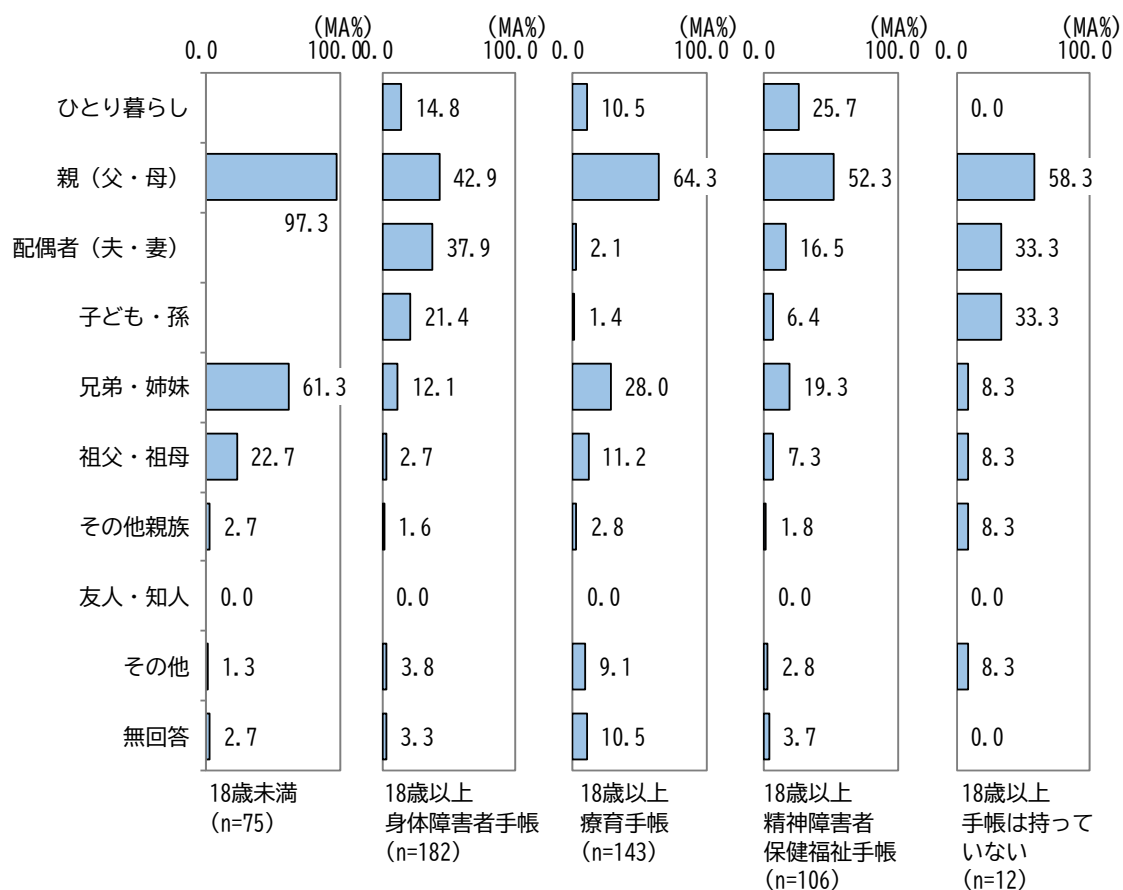
所持している障害者手帳について、18歳未満では、「療育手帳」が53.3%で最も多く、次いで「手帳は持っていない」が41.3%、「身体障害者手帳」が8.0%となっており、18歳以上では、「身体障害者手帳」が46.7%で最も多く、次いで「療育手帳」が36.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が27.9%となっています。



②同居家族について

現在一緒に住んでいる家族・同居者について、18歳未満では、「親（父・母）」が97.3%で最も多く、次いで「兄弟・姉妹」が61.3%、「祖父・祖母」が22.7%となっています。

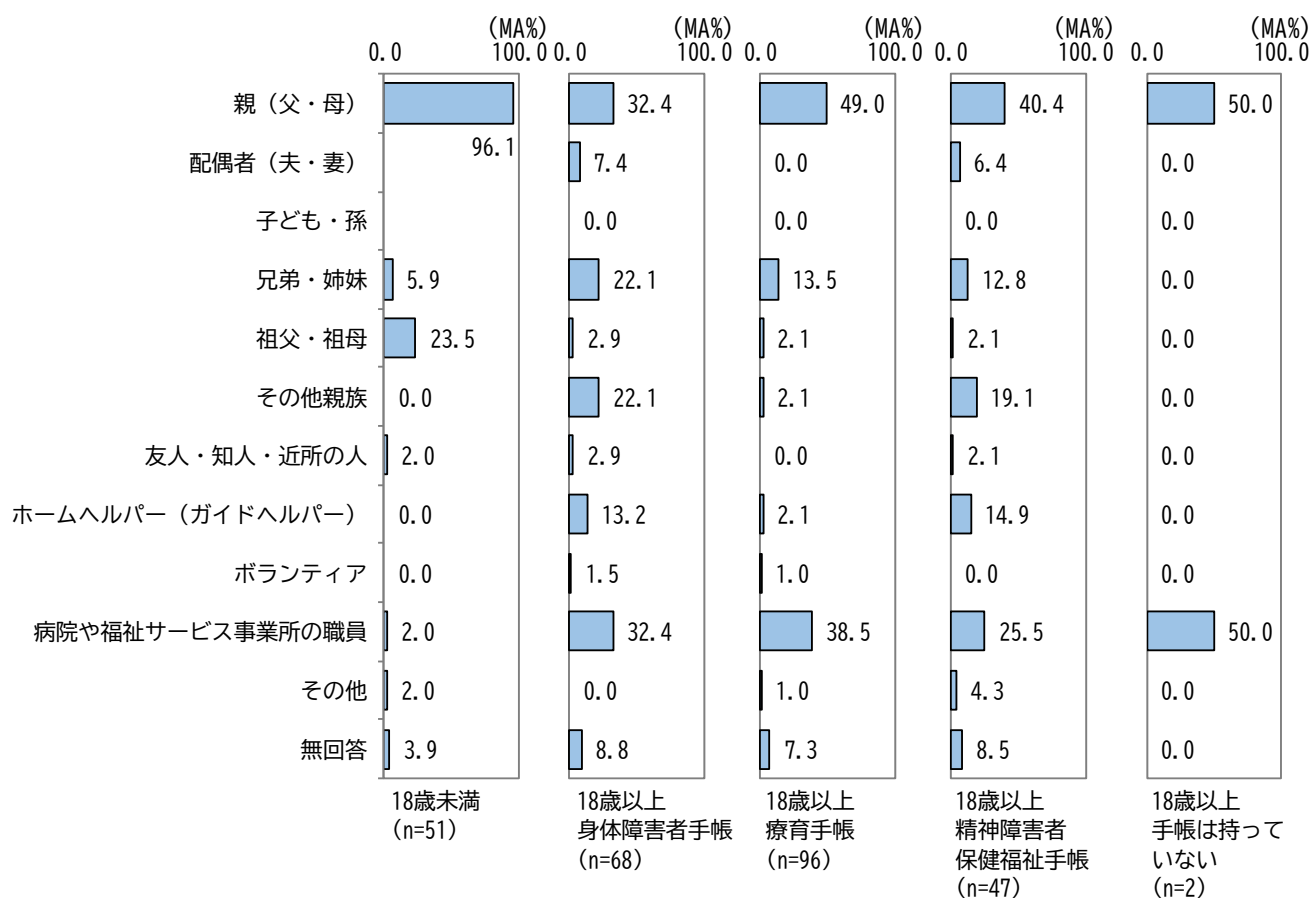
また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、すべてにおいて「親（父・母）」が最も多く、「身体障害者手帳」が42.9%、「療育手帳」が64.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が52.3%、「手帳を持っていない」が58.3%となっています。



③主に介護・支援している人について

介護を必要としている人に、主に介護・支援している人について聞いたところ、18歳未満では、「親（父・母）」が96.1%で最も多く、次いで「祖父・祖母」が23.5%、「兄弟・姉妹」が5.9%となっています。

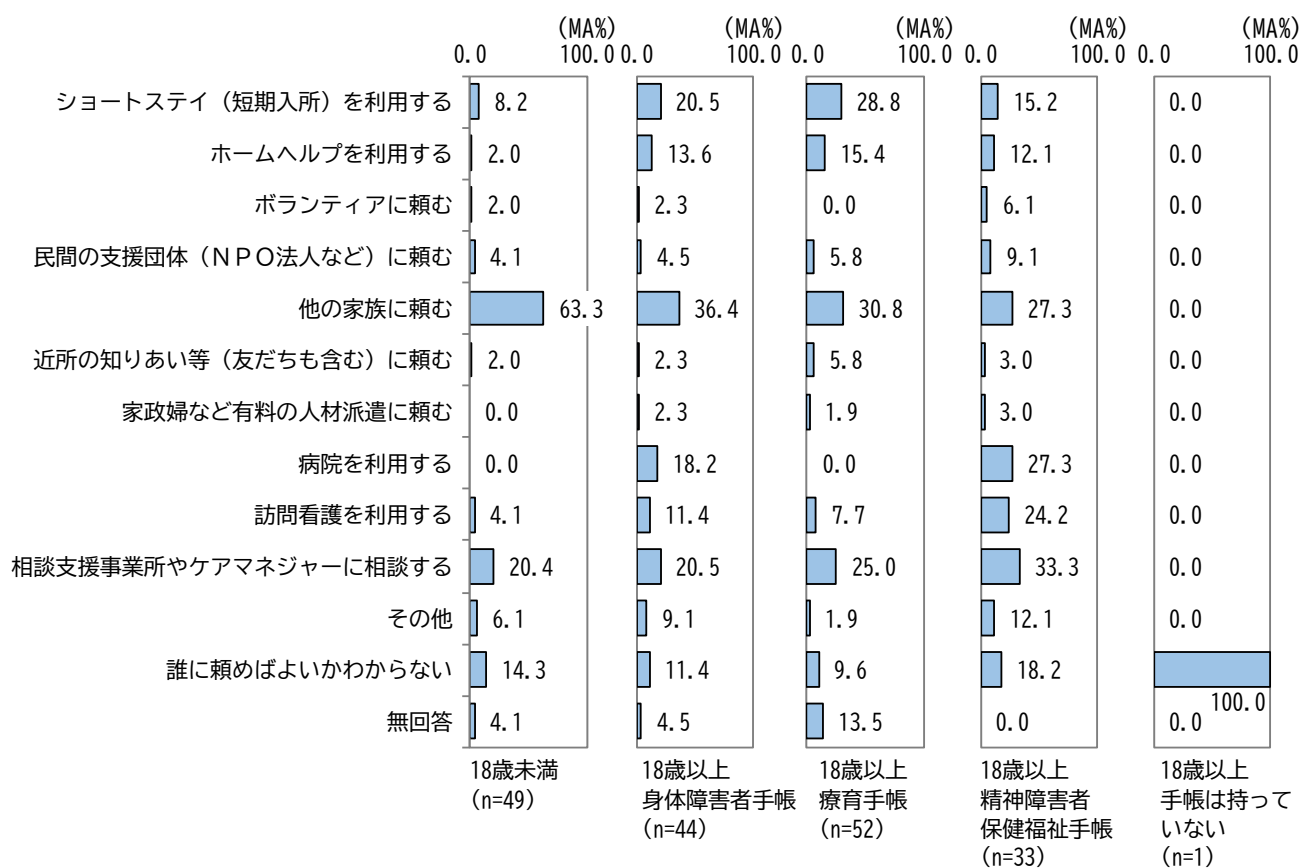
また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「親（父・母）」「病院や福祉サービス事業所の職員」が32.4%で最も多く、「療育手帳」において「親（父・母）」が49.0%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「親（父・母）」が40.4%で最も多く、「手帳は持っていない」において「親（父・母）」「病院や福祉サービス事業所の職員」が50.0%で最も多くなっています。



④主な介護・支援者が介護・支援できなくなった場合に代わりに頼める人について

介護を必要としている人に、主に介護・支援している人が一時的に介護・支援ができなくなった場合に介護・支援を頼む先について、18歳未満では、「他の家族に頼む」が63.3%で最も多く、次いで「相談支援事業所やケアマネジャーに相談する」が20.4%、「誰に頼めばよいかわからない」が14.3%となっています。

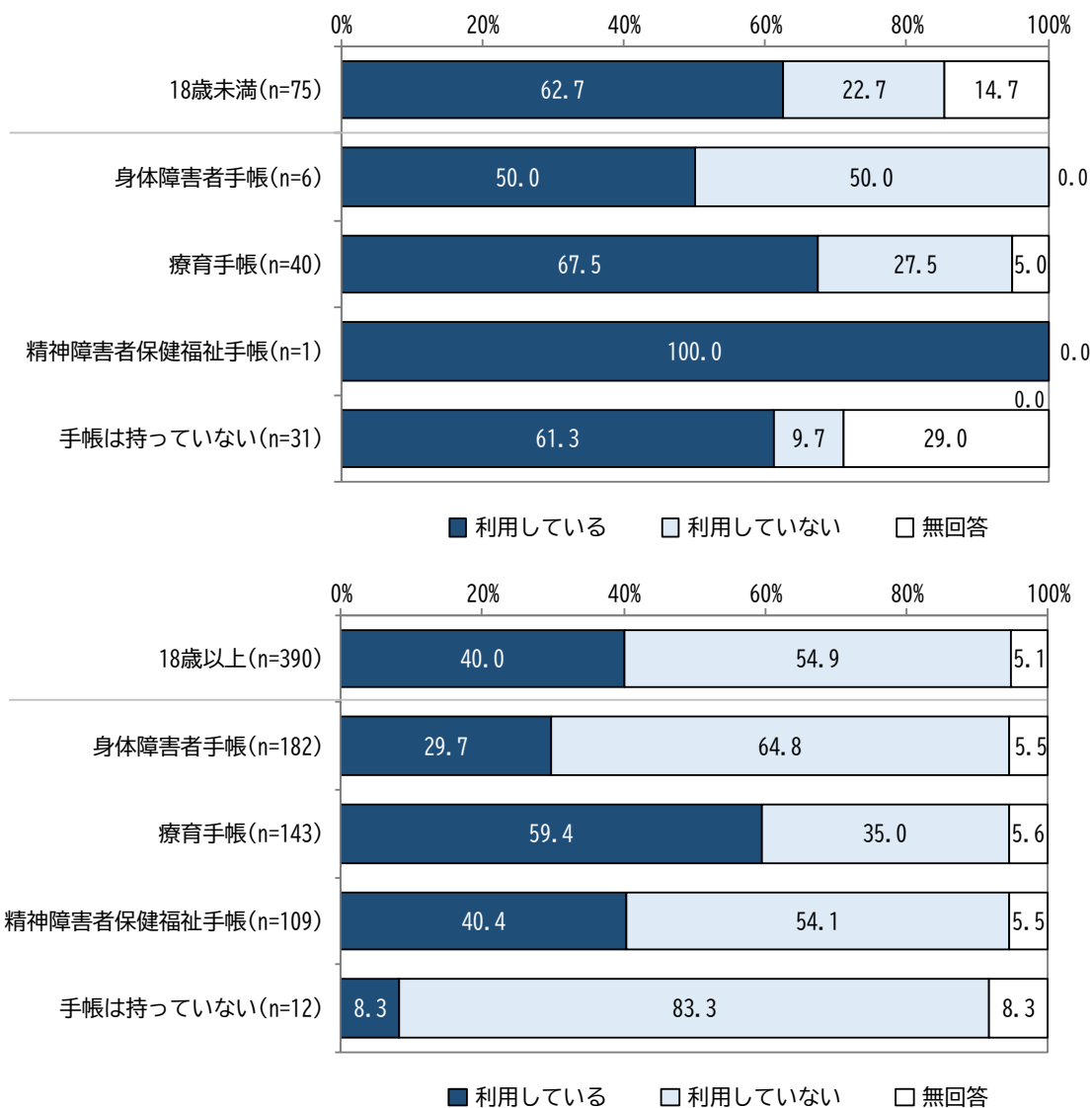
また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「他の家族に頼む」36.4%で最も多く、「療育手帳」において「他の家族に頼む」が30.8%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「相談支援事業所やケアマネジャーに相談する」が33.3%で最も多くなっています。



⑤福祉サービスの利用状況について

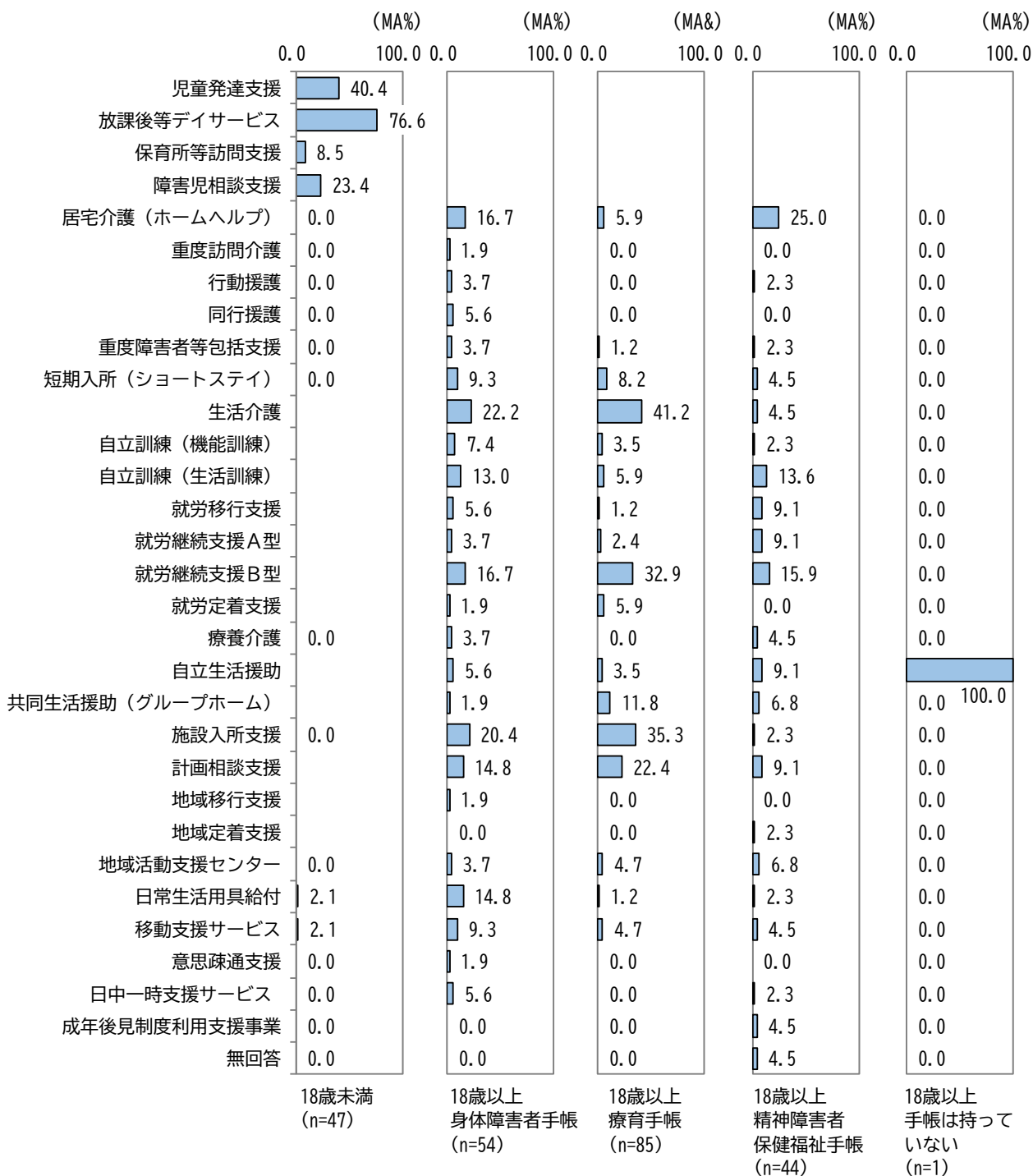
福祉サービスの利用について、18歳未満では、「利用している」が62.7%、「利用していない」が22.7%となっています。

また、18歳以上では、「利用している」が40.0%、「利用していない」が54.9%となっており、手帳の種類別でみると、「利用している」では、「療育手帳」が59.4%で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が40.4%、「身体障害者手帳」が29.7%となっています。



福祉サービスを利用している人に、利用しているサービスについて聞いたところ、18歳未満では、「放課後等デイサービス」が76.6%で最も多く、次いで「児童発達支援」が40.4%、「障害児相談支援」が23.4%となっています。

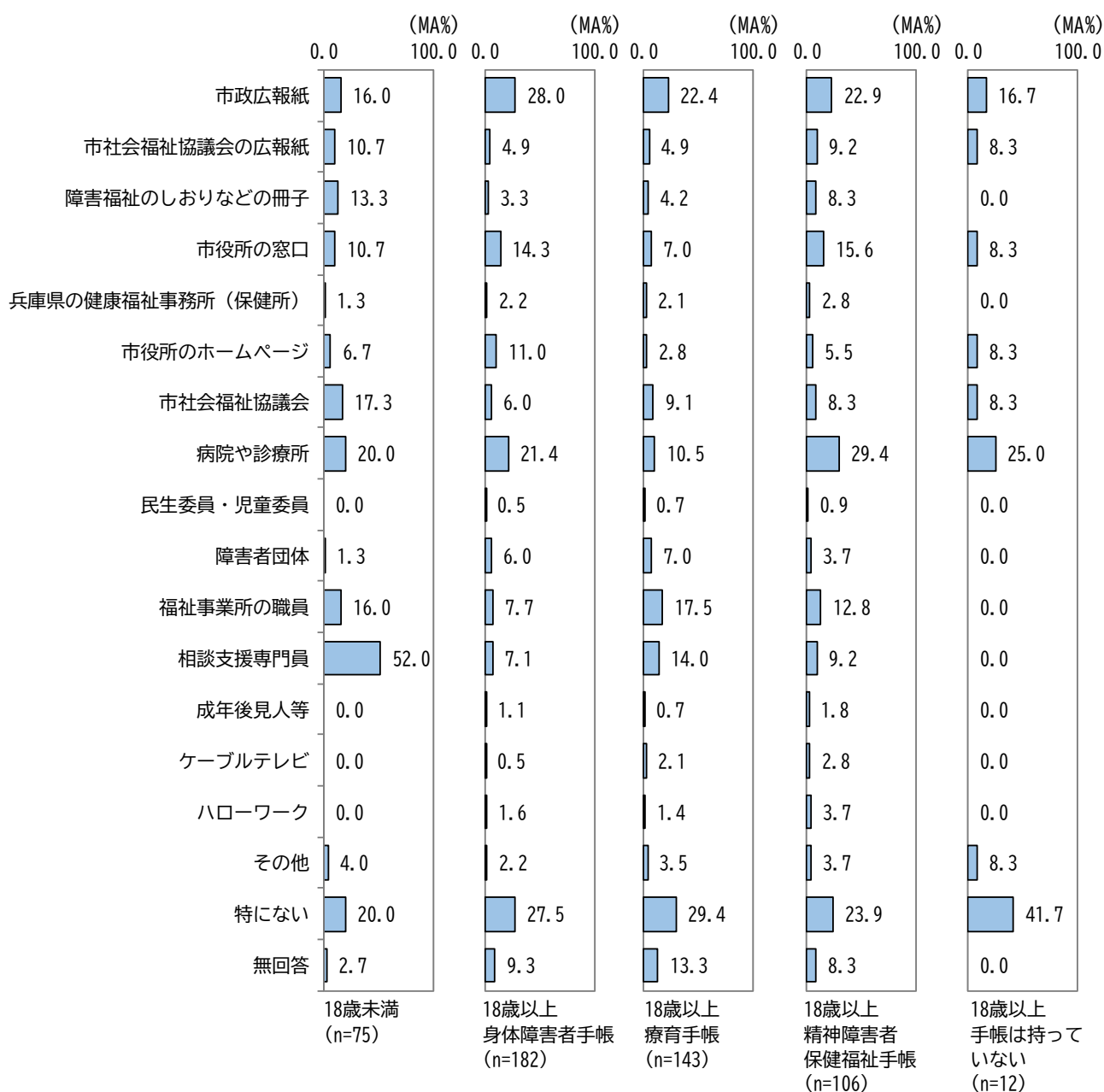
また、手帳の種類別で見ると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「生活介護」が22.2%で最も多く、「療育手帳」において「生活介護」が41.2%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「居宅介護（ホームヘルプ）」が25.0%で最も多くなっています。



⑥健康や福祉の情報を取得する方法について

健康や福祉の情報をどこで（どのようなもので）得ているかについて、18歳未満では、「相談支援専門員」が52.0%で最も多く、次いで「病院や診療所」「特にない」が20.0%、「市社会福祉協議会」が17.3%となっています。

また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「特にない」が27.5%で最も多く、「療育手帳」において「特にない」が29.4%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「病院や診療所」が29.4%で最も多く、「手帳は持っていない」において「特にない」が41.7%で最も多くなっています。

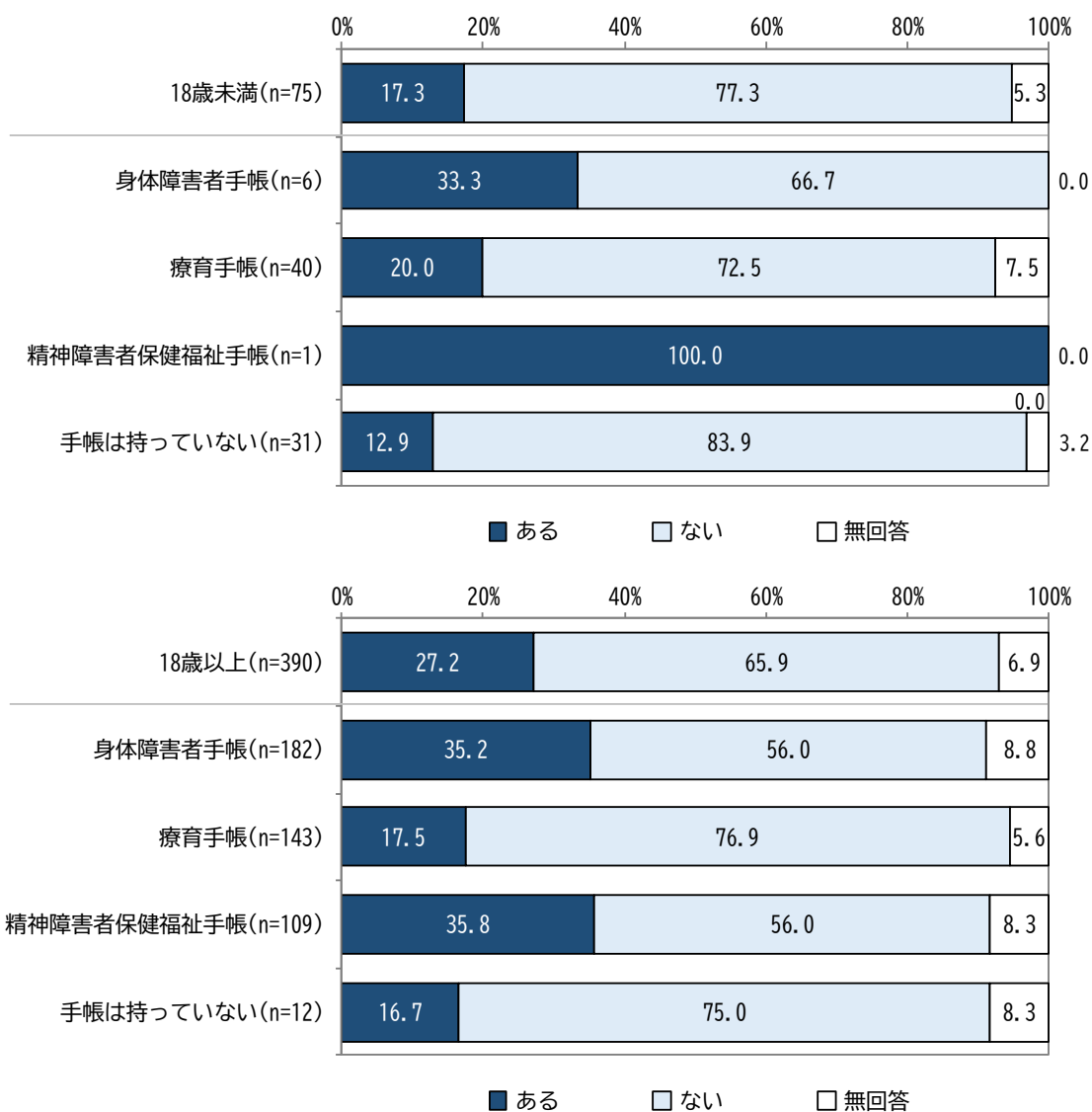


※「成年後見人等」とは、弁護士、司法書士、社会福祉士などです。

⑦医療機器の使用または医療的ケアの必要性について

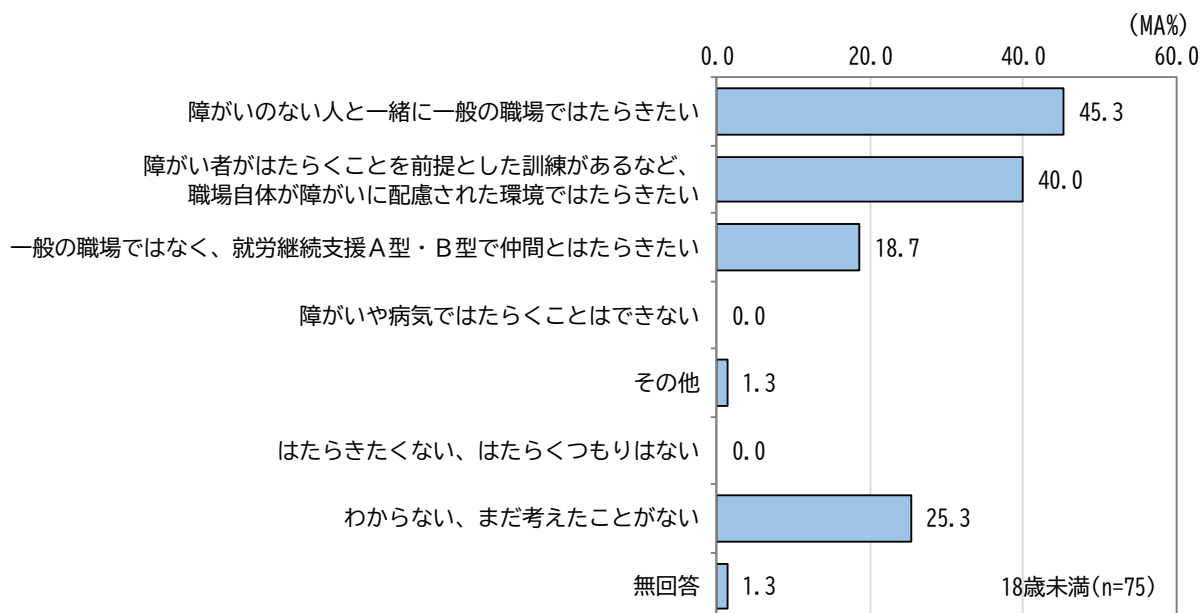
現在、医療機器等の使用または医療的ケアの必要があるかについて、18歳未満では、「ある」が17.3%、「ない」が77.3%となっています。

また、18歳以上では、「ある」が27.2%、「ない」が65.9%となっており、手帳の種類別でみると、「ある」では、「精神障害者保健福祉手帳」が35.8%で最も多く、次いで「身体障害者手帳」が35.2%、「療育手帳」が17.5%となっています。

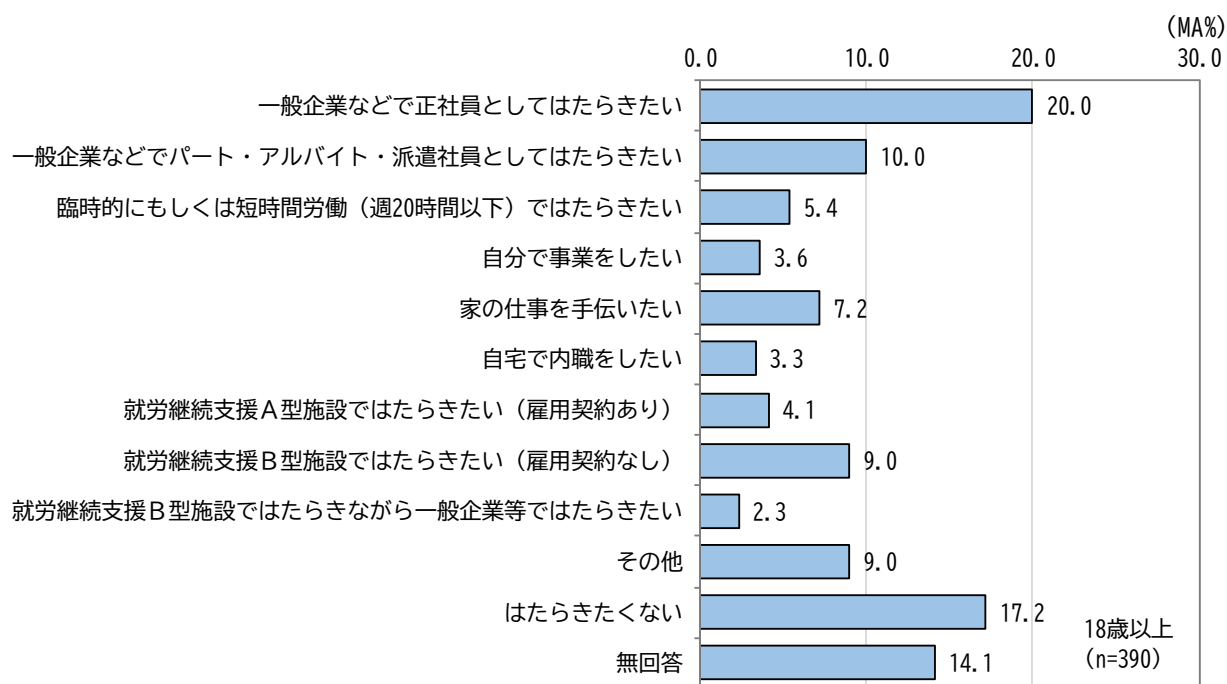


⑧将来希望するはたらき方について

将来、はたらくことについてどのように考えているかについて、18歳未満では、「障がいのない人と一緒に一般の職場ではたらかたい」が45.3%で最も多く、次いで「障がい者がはたらくことを前提とした訓練があるなど、職場自体が障がいに配慮された環境ではたらかたい」が40.0%、「わからない、まだ考えたことがない」が25.3%となっています。

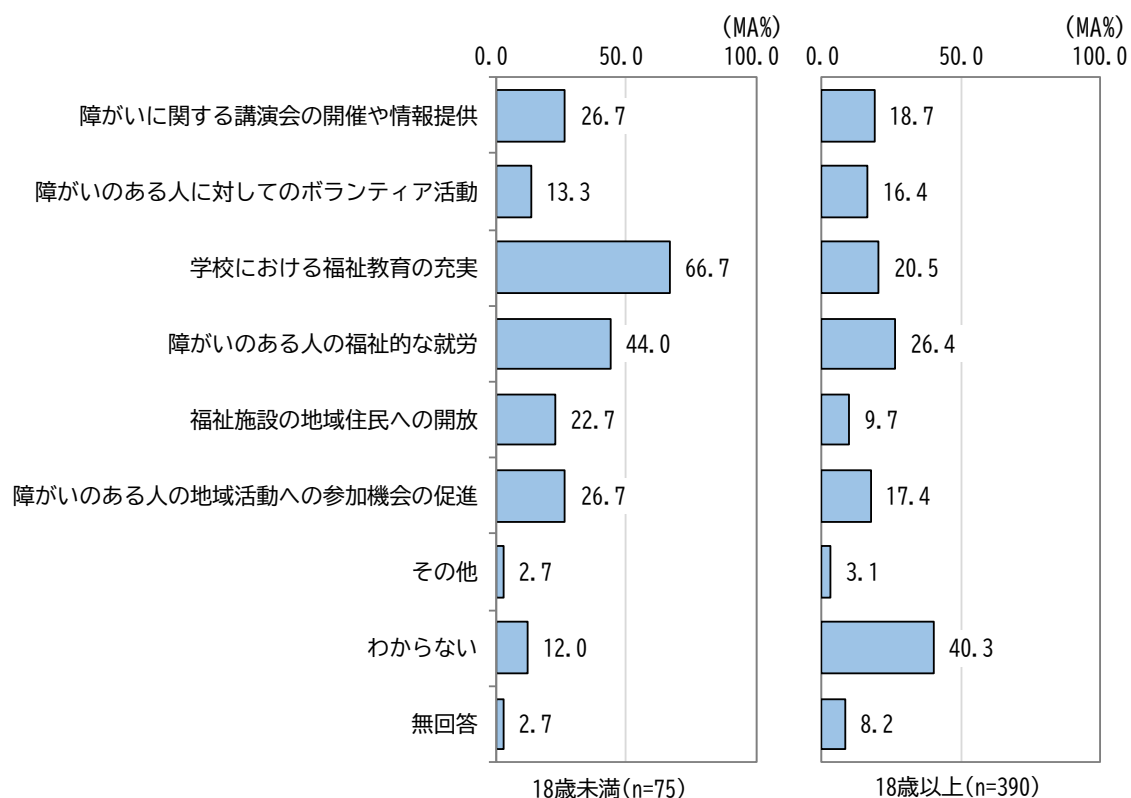


今後、どのようなはたらき方をしたいかについて、18歳以上では、「一般企業などで正社員としてはたらかたい」が20.0%で最も多く、次いで「はたらかたくない」が17.2%、「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員としてはたらかたい」が10.0%となっています。



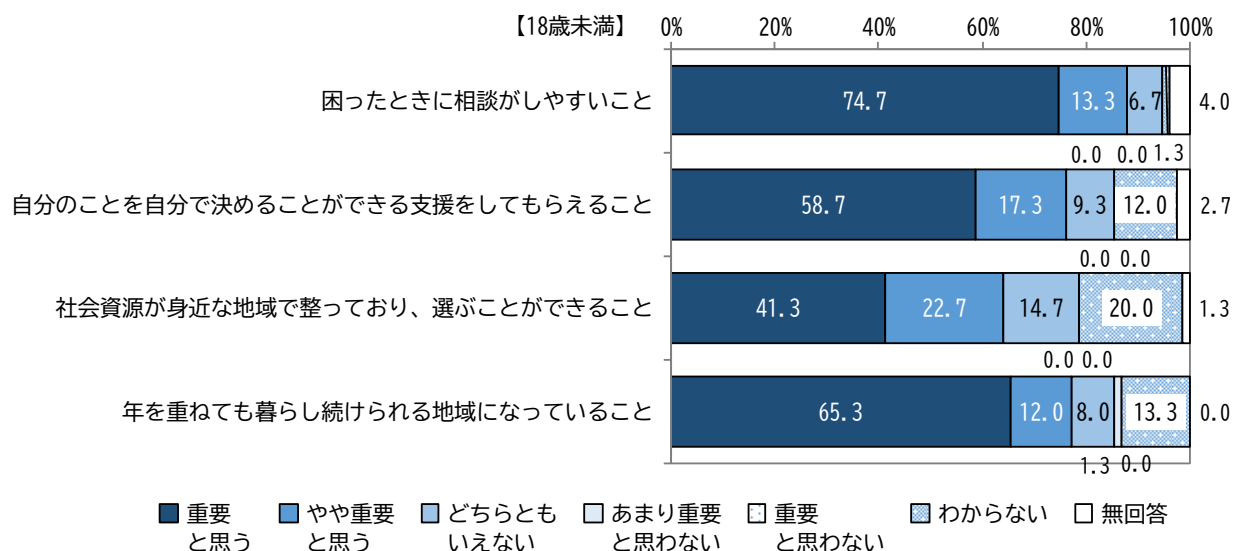
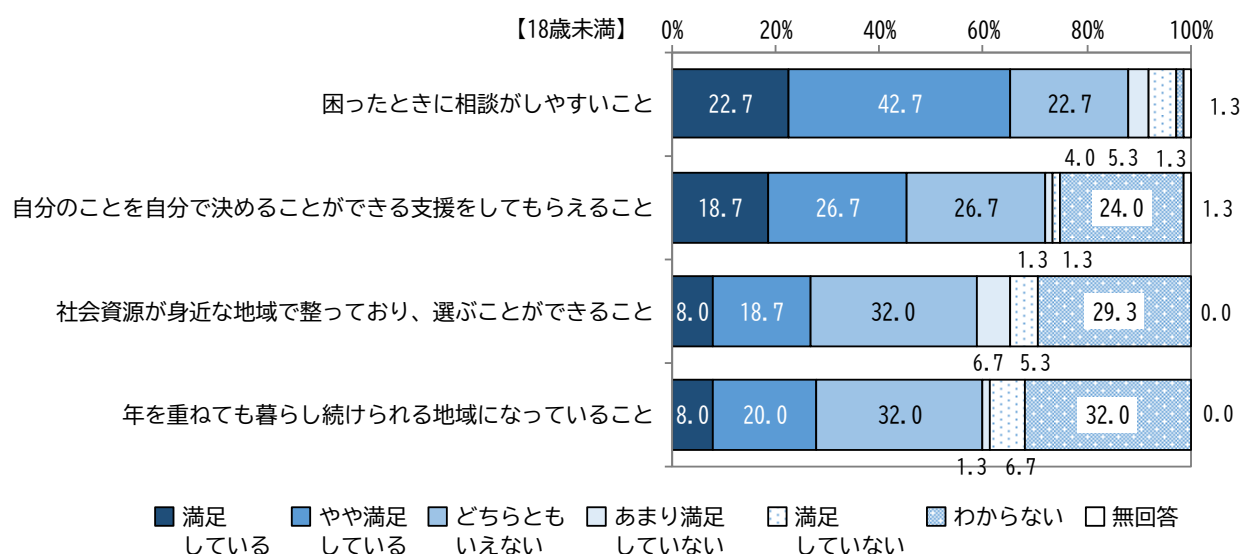
⑨障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについて

障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについて、18歳未満では、「学校における福祉教育の充実」が66.7%で最も多く、次いで「障がいのある人の福祉的な就労」が44.0%、「障がいに関する講演会の開催や情報提供」「障がいのある人の地域活動への参加機会の促進」が26.7%、18歳以上では、「わからない」が40.3%で最も多く、次いで「障がいのある人の福祉的な就労」が26.4%、「学校における福祉教育の充実」が20.5%となっています。

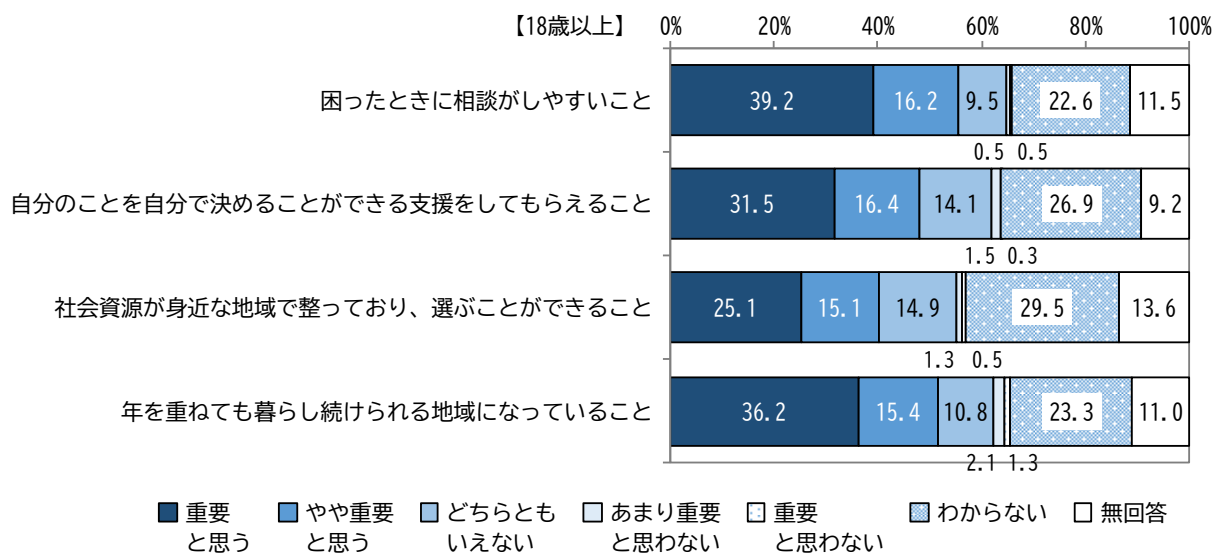
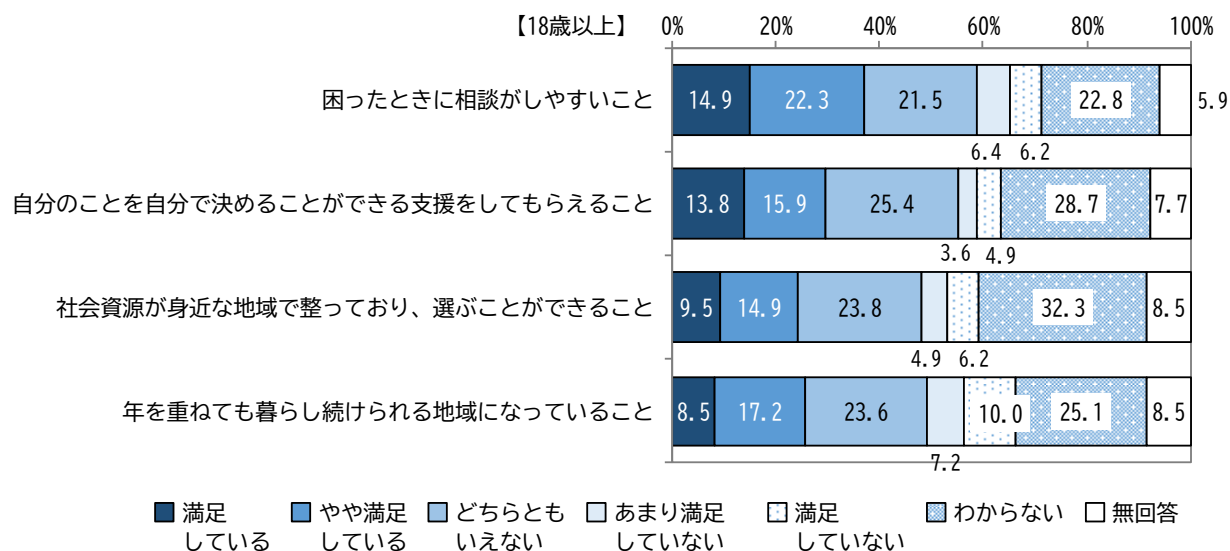


⑩今後充実してほしい施策について

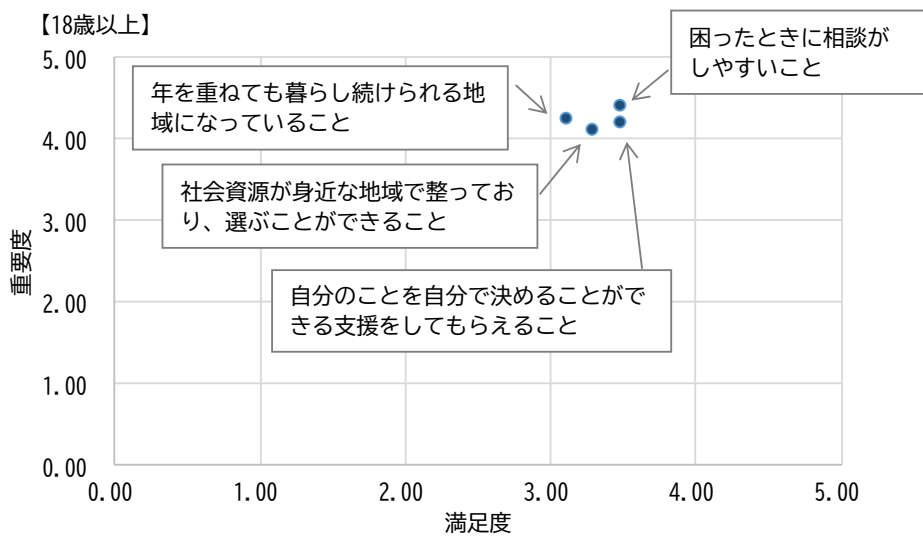
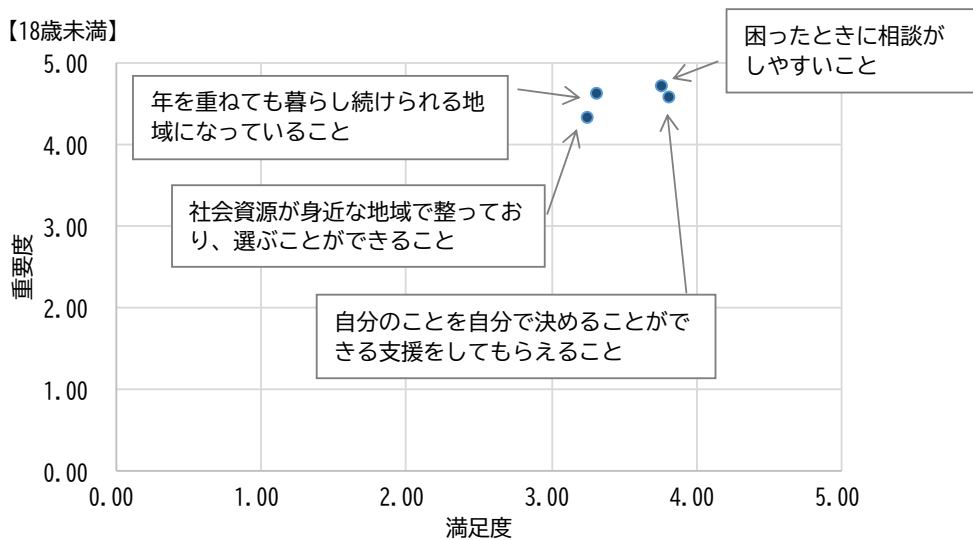
今後充実してほしい施策について、18歳未満では、『満足』（「満足している」と「やや満足している」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が65.4%で最も多く、次いで「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が45.4%、「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が28.0%となっており、『重要』（「重要と思う」と「やや重要と思う」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が88.0%で最も多く、次いで「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が77.3%、「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が76.0%となっています。



今後充実してほしい施策について、18歳以上では、『満足』（「満足している」と「やや満足している」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が37.2%で最も多く、次いで「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が29.7%、「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が25.7%となっており、『重要』（「重要と思う」と「やや重要と思う」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が55.4%で最も多く、次いで「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が51.6%、「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が47.9%となっています。



満足度について、「満足している」を5点、「やや満足している」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり満足していない」を2点、「満足していない」を1点、重要度について、「重要と思う」を5点、「やや重要と思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要と思わない」を2点、「重要と思わない」を1点として平均点を算出すると、満足度と重要度の合計では、18歳未満及び18歳以上ともに「困ったときに相談がしやすいこと」が最も高く、18歳未満では満足度3.75点・重要度4.72点で合計8.47点、18歳以上では満足度3.47点・重要度4.41点で合計7.88点となっています。



9. ヒアリング調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

本計画を策定するにあたり、関係機関、当事者団体及び当事者、事業所の声を直接聞くことにより、アンケートでは把握することが難しい少数の意見や把握が難しい課題についてのニーズを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

②実施概要

| | 関係機関、当事者団体及び当事者 | 事業所 |
|------|--|---|
| 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 淡路聴力障害者協会 ・ 精神障がい者とその家族のためのセルフヘルプグループ「みはら家族会」 ・ 南あわじ市手をつなぐ育成会 ・ 南あわじ市身体障害者福祉協会 ・ あわじ特別支援学校 ・ ハローワークすもと ・ ピアサポーター ・ オレンジの会 ・ 当事者（視覚障害者） ・ 当事者（医療的ケア児の親） ・ くらす連絡会 ・ 新淡路病院（地域移行戦略会議） | <ul style="list-style-type: none"> ・ なでしこデイサービスセンター ・ フローラなんだん ・ もりの木放課後デイサービス ・ 南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所 ・ 南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所 ・ ステップ ・ 森の木ファーム ・ いちばん星 ・ エシエルケア訪問介護事業所 ・ 児童デイサービスこはるび ・ 特別養護老人ホームすいせんホーム ・ やすらぎ訪問介護事業所 ・ 児童デイサービスライトアップ ・ 特別養護老人ホーム翁寿園 ・ 五色精光園相談支援事業所 ・ 株式会社若人の広場介護サービス訪問介護事業所 ・ 特別養護老人ホーム太陽の家短期入所生活介護事業所 ・ 淡路障害者生活支援センター ・ クオーレ ・ あわじ障害者多機能型施設ウインズ ・ ウインズきらら |
| 調査方法 | ヒアリングシートへの記入による調査及び対面によるヒアリング調査 | |
| 調査期間 | 令和5年7月7日～令和5年9月23日 | |

③まとめ

- ・地域における障がい理解に必要なものは、「教育」である。障がい理解をすすめるため、教育の中で早期から取り組んでいくことが必要という声が多かった。
- ・サポートブックの活用方法が周知できていないため、うまく活用できていない。関係機関をつなぐ、本人の将来へつなぐツールとして位置づけるため、取り組みを進めていく必要がある。
- ・インフォーマルなサービスを含め必要な情報を必要な時期に伝わる形で提供していくことが求められている。
- ・当事者同士が支援し合う力や当事者団体の持つ力は大きく、その活動は継続して支援する必要がある。支えること、支えられることによって得られる相乗効果への期待は大きい。
- ・事業所の人材不足問題は深刻になっている。多様化する障がいや家族への支援を求められる状況の中で、今の支援者をサポートしつつ、新たな人材育成に取り組む必要がある。
- ・自立支援協議会の活動を通じて連携が広がっており、各関係者間がお互いに支援する体制ができている。同じ課題を抱えた関係者が集まって新しいものに取り組んでいる。
- ・「自転車でいける距離」にあり自分で行くことができる場所に、「居場所」が必要である。
- ・市内のサービス事業所はほぼ飽和状態。居宅介護と、日中活動系のサービスが不足している、と考えている事業所の方の声が多かった。

(2) 当事者団体及び当事者ヒアリングでの主な意見の概要

①活動するうえでの課題について

- ・緊急時（災害時）対応方法
- ・交流機会の減少
- ・役員不足、後継者の問題
- ・会員数の減少、会員の高齢化
- ・交通手段の確保
- ・専門職の力量
- ・活動プログラムの開発
- ・セルフヘルプグループの価値の発信力
- ・精神障がいに対する偏見

②会員の抱える課題について

- ・介助者・介護者の高齢化（4団体）
- ・福祉サービスをはじめとした各種情報の不足（3団体）
- ・介助者・介護者の休息の保障（3団体）
- ・緊急時（災害時、介助者の急病等）に利用できる事業所の不足（3団体）
- ・成人期の余暇の充実、障がい児の放課後や長期休暇の居場所の保障（2団体）
- ・利用したい障がい者（児）のサービスが近隣にない（1団体）
- ・精神障がいに対する偏見（外的、内的）（1団体）

③地域の障がい者やその家族などからの相談について

- ・相談をしたいが、どこに相談したらいいのかわからない（3団体）
- ・障害者（児）福祉サービスの利用の仕方（3団体）
- ・施設やグループホームの入所（2団体）
- ・介護の負担感（2団体）
- ・経済的な相談（2団体）
- ・成年後見制度などの権利擁護（2団体）
- ・障がい者虐待や差別的な対応（2団体）

④本人に合ったはたらく場の整備・充実について

- ・市内に就労継続支援A型事業所の整備
- ・丁寧なアセスメントができる専門職の育成
- ・人材不足に対する分析
- ・障がい特性にあった仕事や活動の創出
- ・障がいに対する支援者の理解
- ・本人の思いを尊重すること
- ・一般就労する人に必ずジョブコーチをつけること
- ・障がいに対する職場の理解



⑤暮らす場、過ごす場の整備・充実について

- ・セーフティネット住宅（家賃低廉化を含む）に対する予算措置
- ・過ごす場や共生型地域生活拠点の整備
- ・活動が継続できるだけの支援
- ・誰もが立ち寄れるさりげない居場所のマップ作成
- ・グループホームの整備と少人数の生活に慣れるための練習施設の整備
- ・重度の人のためのグループホームの整備
- ・事業者や公共施設のバリアフリー化とエスカレーター設置の促進
- ・障がい者スペースの拡大

⑥自分らしく過ごせるための支援の充実について

- ・各市立小学校・中学校などへの手話・社会的障壁の理解を広げること
- ・障がいを受容し、堂々と生きている方の暮らしの紹介
- ・サービスではない居場所の必要性や価値を行政が発信してほしい
- ・意思決定支援についての取り組みの活性化
- ・地域住民や児童生徒の理解を促進するため学習機会を増やすこと

⑦途切れることのない支援体制の整備・充実について

- ・相談専門員を増やすこと
- ・縦横の庁内連携を確立
- ・関係機関が互いの役割について理解し合い、その理解が関係機関の組織内で浸透すること
- ・当事者の障がい特性と成育歴やパーソナリティを聴き取り、適切な支援につないでいける仕組みづくりの構築
- ・属性にとらわれず世帯まるごとの課題として受け止められる相談窓口を増やすこと

⑧障がいのある人がはたらくにあたって、企業や行政に充実してほしい取り組みについて

- ・企業や団体などが障がい者を積極的に雇用する（4団体）
- ・経営者や職場の同僚などに障がい者に対する理解を促進する（4団体）
- ・職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する（4団体）
- ・障がい者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する（3団体）
- ・就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する（3団体）
- ・在宅で仕事ができるような仕組みを推進する（2団体）
- ・仕事をするための訓練や講習などを充実する（2団体）

⑨障がい者雇用の促進について

- ・市職員採用の対象者を拡大してほしい
- ・障がいや高齢者といった属性に限定しない雇用促進
- ・ひとりひとりの長所や特技を見極められる丁寧な支援ができる支援者育成とプログラム開発
- ・本人主体について、支援者・関係者が共通理解できるような学習機会の創出
- ・各企業に障がい者雇用の説明をして、はたらき先を増やすこと

⑩その他

- ・福祉避難所へのアイドラゴンの設置
- ・ケーブルテレビに手話通訳をつけること
- ・地域住民との関わりができる場の提供
- ・障がい者が生活していくための手引き
- ・ライフステージごとに施設の紹介や福祉サービスの説明などの紹介



(3) 事業所ヒアリングでの主な意見の概要

①市内で不足しているサービスについて

- ・「生活介護」については、定員が一杯で新規利用者を受け入れられない
- ・預かり型の「放課後等デイサービス」は定員が一杯で、新規利用者を受け入れられない
- ・児童の「短期入所」先がないため、島外の事業所を利用せざるを得ない
- ・「短期入所」のサービス事業所が少ない
- ・ヘルパーの担い手が減少しており、「居宅介護」の運営が難しい
- ・重度障がいの方が通所で利用できる（対応できる）施設が少ない
- ・障がい者の方が移動できるサービスが少ない
- ・「グループホーム」が不足している
- ・相談支援専門員の人数が少ない
- ・卒業後の就労先が不足しており、就労系サービスの選択肢が少ない

②事業所の運営上の課題について

- ・人材の確保・定着（11 事業所）
- ・報酬体系・報酬額の低さ（10 事業所）
- ・人材の育成（9 事業所）
- ・困難事例への対応（9 事業所）
- ・利用希望に対する調整（9 事業所）
- ・医療的ケアの必要な方の受け入れ（5 事業所）
- ・整備費の確保（5 事業所）
- ・受け入れの際の利用者情報の不足（4 事業所）
- ・サービス等利用計画作成までの業務の効率性（3 事業所）
- ・関係機関とのネットワークづくり（2 事業所）
- ・近隣住民との関係（2 事業所）
- ・利用者との関係づくり（1 事業所）
- ・施設を維持管理するための資金確保（1 事業所）
- ・延長支援加算の単位数では追加で必要となる費用に見合っていない（1 事業所）
- ・職員の待遇改善（1 事業所）
- ・就労継続支援B型の利用者確保（1 事業所）
- ・障がいの重度化・高齢化による支援に求められる専門性の向上（1 事業所）



③サービス提供における課題について

- ・障がい特性の理解や特性に合わせた支援方法（12 事業所）
- ・専門職員の確保（9 事業所）
- ・緊急時、夜間の対応（9 事業所）
- ・他機関との連携（8 事業所）

- ・家族・保護者支援（8事業所）
- ・高齢期に差し掛かった利用者の増加（7事業所）
- ・サービスの提供体制の拡充（5事業所）
- ・意欲が高まる目標設定方法（3事業所）
- ・利用者の工賃向上が難しい（1事業所）
- ・施設外就労先の確保など一般企業との連携（1事業所）
- ・施設の狭さ（1事業所）

④サービスの質の向上のために取り組んでいることについて

- ・内部研修の実施（14事業所）
- ・職員の研修計画の策定、実施、外部研修参加（13事業所）
- ・職場内で支援の振り返りや共有を密に行っている（13事業所）
- ・はたらきやすい職場環境を整備している（9事業所）
- ・第三者評価や外部監査等の活用（2事業所）
- ・月1回定例会議の開催（1事業所）
- ・職員会議での内容検討（1事業所）

⑤外部研修等で参加したい研修会のテーマについて

- ・障がい特性の理解（13事業所）
- ・病気・疾患の理解（7事業所）
- ・支援者間の連携（6事業所）
- ・支援者の倫理観（5事業所）
- ・教育・発達（4事業所）
- ・支援者のメンタルヘルス（4事業所）
- ・法律・制度（3事業所）
- ・介護職の接遇（1事業所）
- ・意思決定支援（1事業所）
- ・ペアレントトレーニング（1事業所）



⑥利用者からの苦情・相談の内容について

- ・サービス内容に関するもの（11事業所）
- ・職員の態度に関するもの（8事業所）
- ・利用者間のトラブルに関するもの（7事業所）
- ・介助者・家族からの虐待などに関するもの（3事業所）
- ・利用手続きに関するもの（2事業所）
- ・費用負担に関するもの（2事業所）
- ・不登校・家庭内のもめごとについて（1事業所）
- ・工賃の金額（1事業所）

⑦サービスの質・量の確保に向けた課題等について

- ・家族の意向にひっぱられて利用者の自己決定支援がおざなりになりがち
- ・人員配置や収益の関係で職員研修に十分な時間とお金をかけることができない
- ・報酬単価からいうと常勤職員ではなく非常勤職員を雇用した方が採算が取れるが、賃金や職員の福利厚生等とは相容れないところがある
- ・もっと多くの利用日の希望があるが、必要性の高い利用者から対応し、すべての方のご要望に応じることができていない
- ・早朝・夜間の利用希望があるが、早朝のみの対応となっている
- ・ヘルパーの高齢化
- ・将来を担う若手の職員の確保
- ・専門性を持った支援をするための研修を工夫する必要がある
- ・緊急時等の対応力が低下している
- ・虐待が疑われるケースについての対応を拡充すべき（幅広い支援機関、行政機関との情報共有、連携体制への構築）
- ・各機関・事業所の有機的な連携

⑧相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所との連携について

- ・利用者が抱えている課題の共通認識にずれを感じる（6事業所）
- ・連絡を取り合うのが難しい（5事業所）
- ・どこまで連携したらいいのかわからない（2事業所）
- ・連携ができない（1事業所）
- ・関係機関の連携がしにくいところもある（1事業所）
- ・学校により連携の取りやすさに違いがある（1事業所）
- ・定期的な会議がない（1事業所）
- ・モニタリング時期に事業所へ支援状況を伺う連絡がない相談支援事業所がある（1事業所）
- ・介護保険・高齢者サービスを主に対応している。障害福祉サービスとの違いもあり、対応可能な範囲の認識が難しい（1事業所）

⑨医療や介護との連携について

- ・介護保険に移行すると、現在の利用料が有料・無料に関わらず、現状使っているサービス量を確保すると費用負担額が上がるため、経済的負担が増すことが課題
- ・医療従事者の人材確保ができていない
- ・訪問看護事業所によってサービス内容に差がある
- ・障害福祉サービスから介護保険へのつなぎについて、どのタイミングから介護支援専門員が関わってくれるのか、介護保険ではどのようなサービスがあるのかなど、相談員自身が、介護保険を理解できていない
- ・65歳以上になった場合、今のサービスを受けられるかの不安をよく耳にする
- ・障害福祉サービスのみでは行き届かない身体障がい者（難病）支援に関して、高齢者サービスへの連携が十分ではない

⑩地域やその他の団体・行政との連携における課題について

- ・地域や関係機関が、それぞれ何ができて何ができないのかを共有すること
- ・行政が縦割りではなく横につながっていること
- ・当事者の現状や困り感を適切に把握する力
- ・地域と具体的にどのように連携していくかが課題
- ・共通理解をしたうえでの団体（機関）を超えた連携体制

⑪利用者が抱える課題について

- ・利用者の両親の高齢化。親亡き後の生活の維持（15 事業所）
- ・経済的な問題（10 事業所）
- ・地域生活できる場（グループホームや入所施設）の不足（10 事業所）
- ・地域に通所できる社会資源が少ないため、希望するサービスが受けにくい（9 事業所）
- ・使いたいときにサービスが使えない（9 事業所）
- ・医療的ケアに対応できる事業所が少ない（9 事業所）
- ・介護者が急病となった時などの緊急時の対応の準備ができていない（9 事業所）
- ・地域での居場所や相談できる場が少ない（4 事業所）
- ・市内に就労できる事業所が少ない（2 事業所）
- ・不登校等の支援、子どもを一時預かり出来るところが不足（1 事業所）

⑫虐待防止の取り組みについて

- ・事業所内で職員向けに虐待に関する研修を実施している（15 事業所）
- ・虐待防止委員会を設置している（10 事業所）
- ・施設内で虐待防止ガイドラインを作成し、職員間で共有している（2 事業所）
- ・南あわじ市障害者権利擁護センターの連絡先を掲示などしている（2 事業所）
- ・決まった期間で虐待防止委員が集まり気づいたことを出し合い改善点を確認し合っている（1 事業所）

⑬災害時の対策について

- ・定期的に避難訓練を実施（13 事業所）
- ・緊急連絡網の作成（12 事業所）
- ・避難行動計画や災害発生時対応マニュアルを作成（11 事業所）
- ・事業継続計画（BCP）の策定（8 事業所）
- ・避難経路の確保（8 事業所）
- ・利用者・家族等との安否確認や緊急連絡方法の共有（8 事業所）
- ・備蓄品の整備（7 事業所）
- ・利用者・家族等と避難場所の共有（6 事業所）
- ・ロッカー、棚等の転倒防止措置（3 事業所）
- ・建物の耐震化（1 事業所）
- ・サービス利用時に被災した場合の対応については個別支援計画書に明記（1 事業所）



⑭災害時に障がい者への支援として協力できることについて

- ・在宅サービス利用者への安否確認（14 事業所）
- ・障がい者の一時的な受け入れ（5 事業所）
- ・避難場所へのヘルパーの派遣（3 事業所）
- ・非常用食料、衛生用品など物資の一時的提供（5 事業所）
- ・利用者への安定したサービス提供（1 事業所）
- ・障がい児の一時預かり（1 事業所）

⑮災害時の対策及び課題について

- ・児童に対しては、個別療育なので全ての児童と避難訓練をすることができない
- ・閉所時に自宅に利用者の連絡先が分かる資料を置いていない（個人情報保護）ので、緊急時に連絡が取れない
- ・震災等により津波・水害等により施設が川や海に近いこともあり、浸かる可能性がある
- ・年に3回避難訓練は行っているものの、急な時に低い場所から高い場所への移動ができるのか、車等での移動が可能かなど、課題はある
- ・利用者が在宅の時間帯で起こった災害に対して、施設としてどこまで対応すべきかが分からない
- ・避難所が初めての場所だと落ち着かない児童やトイレ等慣れていないと使えない場合もある
- ・被災状況に応じた職員数の確保
- ・利用者や利用者家族との連絡体制の確立
- ・停電や断水時の事業継続に課題がある
- ・車いす等を準備し、移動しやすい環境づくりが必要
- ・緊急時など、職員との体制確認が必要

⑯障がいのある人が地域で生活するうえで必要な条件について

- ・地域住民の理解（15 事業所）
- ・介助者の確保（14 事業所）
- ・グループホーム等住まいの整備（12 事業所）
- ・在宅で可能な医療体制（11 事業所）
- ・相談相手や相談機関の充実（9 事業所）
- ・外出しやすい生活環境（8 事業所）
- ・生活費の確保（7 事業所）
- ・近くに通える施設や作業所の確保（6 事業所）
- ・生活費の管理（6 事業所）
- ・住宅の賃貸契約に伴う保証等の支援（6 事業所）
- ・外泊訓練・体験場所の確保（4 事業所）
- ・住宅のバリアフリー化（3 事業所）
- ・気軽に立ち寄れる居場所、地域の一員として負担のない役割（1 事業所）
- ・ご近所での見守りや無償のボランティア（1 事業所）



⑰障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題について

- ・適度な距離を保った継続した支援
- ・個人情報やプライバシーの保護
- ・当事者とのレスパイトになるサービスの充実が必要
- ・周りの理解や協力、身近な所での支援が受けられる環境
- ・サービス等の支援者だけでなく、周りの見守りの目やちょっとした支え合いが必要
- ・支援ニーズが複雑なケースほど、基幹相談支援センターに求められる期待は大きい
- ・障がいのある人や家族にとって、何でも悩みを話せる場はいくらあってもいい
- ・保護者が将来を見据えて、親亡き後の生活の見通しをたてられない
- ・近隣住民、地域住民との円滑な関係性の構築。
- ・障害福祉サービス事業者が少ない
- ・経済的保障
- ・安否確認等を行ってくれるサービスが必要
- ・普段からヘルパー等が家に入って大丈夫という（利用者）安心感が必要
- ・家族（支援者）の高齢化があり、支援者不足等

⑱利用者が地域生活へ移行するために実際に行っている取り組みについて

- ・地域での関係を密にするため、地域の学校のお子様が集まる場で一緒に遊んだり、地域の探検など出ていくようにしている
- ・地域で会った人に積極的に挨拶をしていく
- ・家庭訪問をし、利用者の生活全般について見れる視点を持って支援を行っている
- ・食事が必要な方への配食サービス
- ・地域貢献で地域の清掃を行っています（年4回）

⑲障がいのある人がはたらくにあたって、企業や行政に充実してほしい取り組みについて

- ・職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する（15 事業所）
- ・障がい者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する（12 事業所）
- ・経営者や職場の同僚などに障がい者に対する理解を促進する（11 事業所）
- ・企業や団体などが障がい者を積極的に雇用する（7 事業所）
- ・在宅で仕事ができるような仕組みを推進する（7 事業所）
- ・仕事をするための訓練や講習などを充実する（7 事業所）
- ・就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する（7 事業所）
- ・通勤手段の確保（1 事業所）
- ・作業工程の分解や気持ちが切り替えられる場所の確保などの労働環境の整備（1 事業所）
- ・障がい者と老人と一緒に仕事をする等、ペアを組むことでできる仕事を多くしていく（1 事業所）

⑳障がい者雇用の促進について

- ・ 地域住民と障がい者が補い合いながらはたらくことができる仕組みづくり
- ・ 市役所での積極的な雇用
- ・ 障がいの種類により対応や出来る仕事を理解する取り組みにより、スムーズな雇用が出来るようにしていく
- ・ 職場と支援機関の連携により職場への適応を進めていく
- ・ 交通手段の充実
- ・ 地域の身近な商店等でも積極的に受け入れてもらえるような啓発や、受け入れた事業所を広報できる仕組みづくり
- ・ 就労をあきらめている人のエンパワメント
- ・ 障がい者雇用の推進を軸に、引きこもり、生活困窮者、ひとり親家庭など、これまでカバーできていなかった就労支援ニーズにもアプローチしていける方法を、検討していけるといいのではないか
- ・ 障害者理解促進研修の公開講座などに取り組む
- ・ 一般企業等に対して障がいへの理解を促進する
- ・ 雇用主となる企業と医療・障害福祉関係者が定期的に意見交換できる場をつくる

